

○FAMICによるモニタリング結果の公表(累計)

FAMICでは、平成24年4月から9月までに採取した122点の飼料について、放射性セシウムのモニタリングを実施しましたが、放射性セシウムが暫定許容値(平成24年3月23日付け23消安第6608号農林水産省消費・安全局長等通知)を超えて検出されたものではありませんでした。

飼料中の放射性セシウムのモニタリング結果(平成24年4月～9月採取分)

(平成24年9月30日現在)

	試験点数	暫定許容値以下の点数	暫定許容値を超過した点数	備考
配合飼料計	96	96	0	
牛用	30	30	0	札幌(6)、仙台(3)、本部(10)、名古屋(2)、神戸(6)、福岡(3)
豚用	25	25	0	札幌(2)、仙台(5)、本部(5)、名古屋(2)、神戸(3)、福岡(8)
鶏用	24	24	0	札幌(2)、仙台(3)、本部(8)、名古屋(5)、神戸(1)、福岡(5)
養殖魚用	17	17	0	本部(5)、名古屋(3)、神戸(6)、福岡(3)
単体飼料等計	26	26	0	札幌(2)、仙台(4)、本部(11)、名古屋(3)、神戸(3)、福岡(3)
合計	122	122	0	

- 注1: 飼料中の放射性セシウム(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計量)について、簡易型ガンマ線スペクトロメータにより、暫定許容値に対する超過の程度を測定した結果です。
 2: 「暫定許容値を超過した点数」は、参考1に掲げる暫定許容値を超過した点数です。
 3: 単体飼料等には、混合飼料を含みます。
 4: 備考欄は、飼料を採取したFAMICのセンター名と試験点数を記載しています。
 各センターの管轄する都道府県は、参考2のとおりです。
 5: 暫定許容値を超過したものは、備考欄にゲルマニウム半導体検出器による放射性セシウムの測定値(製品1キログラム当たりベクレル)及びその処置状況を記載しています。

(参考1)飼料の暫定許容値 牛用飼料 1キログラム当たり100ベクレル
 豚用飼料 1キログラム当たり80ベクレル
 鶏用飼料 1キログラム当たり160ベクレル
 養殖魚用飼料 1キログラム当たり40ベクレル

(参考2)FAMIC各センターの管轄区域
 本部 :茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
 札幌センター :北海道
 仙台センター :青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 名古屋センター:富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
 神戸センター :滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 福岡センター :山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県